藤沢市幼稚園等住宅手当補助金交付要綱

制定 令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内の幼稚園等の設置者等が雇用する幼稚園教諭等に支給する住宅手当等に対し、補助を行うことにより、幼稚園等における人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、預かり保育の推進を目的として、予算の範囲内において藤沢市幼稚園等住宅手当補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 幼稚園等

法人又は個人が運営する次に掲げる施設のうち、藤沢市内に設置されている施設をいう。

- ア 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく認可を受けた幼稚園をいう。
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号)第3条第1項の規定に基づく認定を受けた幼稚園型 認定こども園をいう。
- (2) 設置者等

幼稚園等の設置者又は設置者に委任を受けた者をいう。

(3) 幼稚園教諭等

幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者をいう。

(4) 常勤職員

設置者等と期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者であって、幼稚園等において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務する者をいう。

(5) 住宅手当等

設置者等が雇用する、幼稚園教諭等(賃貸住宅に居住する者に限る。)に対して 支給する住宅手当又はこれに類する手当をいう。

(6) 預かり保育事業

藤沢市から受託する「一時預かり事業(幼稚園型)」、又は「藤沢市私立幼稚園 預かり保育推進事業費補助金」の対象施設として実施する預かり保育をいう。 (補助事業の内容)

第3条 第4条各号に掲げる要件を満たす幼稚園等の設置者等が、第5条及び第6 条各号の要件を満たす幼稚園教諭等へ住宅手当等を支給する場合に、その一部を補助する。

(交付対象者)

- 第4条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号の 要件をすべて満たす幼稚園等の設置者等とする。
 - (1) 藤沢市から「一時預かり事業(幼稚園型)」を受託し、当該事業を実施していること、又は「藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金」の対象施設として、預かり保育を実施していること。
 - (2) 雇用する幼稚園教諭等(賃貸住宅に居住する者に限る。)に対し、住宅手当等を支給していること。

(補助対象となる幼稚園教諭等の要件)

- 第5条 補助対象となる幼稚園教諭等(以下「補助対象幼稚園教諭等」という。)は、 次の各号の要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 幼稚園教諭免許又は保育士資格を有し、幼稚園等に常勤職員として勤務する者で、雇用後5年以内の者。
 - (2) 幼稚園等の設置者、施設長、園長等の管理者でない者。
 - (3) 賃貸住宅に居住していること。

(補助対象となる賃貸住宅の要件)

- 第6条 補助対象となる賃貸住宅は、次の各号の要件をいずれも満たすことを条件 とする。
 - (1) 藤沢市内に所在する居住用の家屋であること。ただし、特段の理由がある場合には、市外に所在する賃貸住宅についても対象とすることができる。
 - (2) 補助対象幼稚園教諭等が自ら居住し、かつ、賃貸借契約の名義人であること。
 - (3) 設置者、施設長、園長等の管理者が所有する家屋でないこと。

(補助対象期間等)

- 第7条 補助対象となる期間は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 4月から翌年3月までの1年度間において、この要綱に定めるすべての補助対象要件を満たす月を対象とし、1か月を単位とする。
 - (2) 同一の幼稚園教諭等を継続して補助対象とすることができる期間は、当該幼稚園教諭等の雇用後10年間とする。

(補助対象経費)

第8条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、幼稚園等が幼稚園教諭等に支給した住宅手当等の実支出額とし、幼稚園教諭等1人当たり月額3 万円を上限とする。

(補助金額)

- 第9条 補助金額は、各幼稚園等において補助対象となる幼稚園教諭等ごとに、1月 当たりの補助対象経費に次項に定める補助率及び第3項に規定する補助対象月数 を乗じて算出した額(100円未満切り捨て)の合計額とする。
- 2 補助率は、各幼稚園等の当該年度の預かり保育事業の実施状況に応じて、次のと おりとする。
 - (1) 平日8時間以上及び長期休業日に実施、且つ年間200日以上実施する場合は、補助率1/2
 - (2) 平日11時間以上且つ19時まで実施、及び長期休業日に実施、且つ年間20 0日以上実施する場合は、補助率3/4
 - (3) 前2号に該当しない場合は、補助率1/4
- 3 補助対象月数は、この要綱に定めるすべての補助対象要件を満たす月数とする。 ただし、補助対象幼稚園教諭等が月の途中で対象住居に入居又は退居した場合、当 該月は補助対象としない。
- 4 1年度の間に預かり保育事業の実施状況に変更があり、対象月により異なる補助率が適用される場合における第1項の補助金額の算出は、補助率ごとに対象月数を乗じるものとする。

(交付申請)

- 第10条 補助金の交付を受けようとする幼稚園等の設置者等は、藤沢市幼稚園等住 宅手当補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ 提出しなければならない。
 - (1) 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金事業計画書(第2号様式)
 - (2) 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金収支予算書(第3号様式)
 - (3) 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金補助対象幼稚園教諭等一覧(第4号様式)
 - (4) 給与規定、就業規則等、住宅手当等に関する規程が確認できる書類
 - (5) 不動産賃貸借契約書の写し
 - (6) 幼稚園教諭免許状又は保育士証の写し
 - (7) 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金交付申請に係る申立書(第5号様式)
- 2 市長は、前項の設置者等が事業着手前に申請することが困難であると認めると きは、藤沢市幼稚園等住宅手当補助事業事前着手届(第6号様式)の提出を受けた うえで、市長が別に定める期日までに申請書を提出させることができる。

(交付決定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出を受けたときは、 審査のうえ、交付の適否を決定したうえで、藤沢市幼稚園等住宅手当補助金交付・ 不交付決定通知書(第7号様式)により申請者へ通知するものとする。

(事業計画変更承認申請)

- 第12条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。) は、交付決定を受けた事業計画等に変更が生じる場合には、藤沢市幼稚園等住宅手 当補助金事業計画変更承認申請書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、 速やかに市長へ提出しなければならない。
 - (1) 当該変更事項に係る当初交付申請時の提出書類
 - (2) その他、変更事項の確認に必要な書類
- 2 市長は、前項に規定する申請を受けた場合には、審査のうえ、当該変更承認の適 否を決定したうえで、藤沢市幼稚園等住宅手当補助金事業計画変更承認・不承認決 定通知書(第9号様式)により当該申請者へ通知するものとする。

(事業完了届兼実績報告)

- 第13条 交付決定者(前条第2項に規定する事業計画変更承認決定を受けた者を含む。以下「交付決定者等」という。)は、事業を完了したときは、市長が定める期日までに、藤沢市幼稚園等住宅手当補助金事業完了届兼実績報告書(第10号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。
 - (1) 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金実績明細書(第11号様式)
 - (2) 藤沢市幼稚園等住宅手当補助金収支決算書(第12号様式)
 - (3) 賃金台帳、給与台帳等、住宅手当等の支給額等が確認できる書類

(補助金の請求及び交付)

- 第14条 交付決定者等は、前条に規定する事業完了届兼実績報告書の提出後、市長が定める期日までに、藤沢市幼稚園等住宅手当補助金請求書兼口座振込依頼書(第13号様式)を市長へ提出するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、適正な請求であることを 確認したうえで、補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第15条 市長は、交付決定者等及び補助金の交付を受けた者が、次の各号に掲げる 事項のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消し、交付した 補助金の全部又は一部を返還させるものとする。
 - (1) この要綱の規定に違反した場合
 - (2) 書類の記載事項について事実と相違した場合

- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 第17条に規定する報告又は調査を拒否し、又は指示に従わない場合

(書類の整備)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の収入及び支出を明らかにした 帳簿等、補助金の交付に係る証拠書類を整備し、補助金の交付後5年間保管してお かなければならない。

(調査等)

- 第17条 市長は、この補助事業を適正に実施するため、必要があると認めたときは、 補助金の交付を受けた者に対し、補助事業の執行状況等の報告を求め、又は職員を 保育施設に立ち入らせ、執帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させるこ とができる。
- 2 市長は、前項の報告又は調査等に基づき、必要がある場合には、補助金の交付を 受けた者に対し、指示等を行うものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。